

オンライン説明会 Q&A

NPO法人キリンこども応援団

No	分類	質問	回答	備考・関連資料など
1	添付書類	コイン精米など領収証のない場合の支払い証明書は、様式任意ですか。必須記載事項などありませんか？	支払い証明書にはモデル様式がありますが、様式は任意です。各団体で使用している様式があれば、そちらを使用いただいで構いません。領収書の代わりとなるため、『支払日』『支払金額』『支払先』は記載してください。	【関連】全団体 【参照】事業マニュアル p.29
2	添付書類	法人代表者の免許証データ提出について、保険証等別の証明書類でも可能ですか？	はい、可能です。本人確認書類としては、運転免許証・マイナンバーカード・パスポートをご提出いただければ問題ありません。ご用意が難しい場合は、一度ご相談ください。	【関連】全団体 【参照】事業マニュアル p.11
3	事業計画	研修参加の交通費を申請時予算に含める際、県内でも開催地によって予算が大きく異なりますが、県庁所在地での開催と仮定して概算で予算に入れていいですか？また、その研修は複数名で参加可能ですか？	申請時の交通費については、概算として県庁所在地で開催される想定で計上していただければ問題ありません。また、研修には複数名でご参加いただくことも可能です。	【関連】全団体 【参照】事業マニュアル p.25
4	申請フォーム	法人格がNPOではない場合、会員数の記載はどうすればいいのか？役員数でも可能ですか？	一般社団法人の場合、社員数を記載してください。	【関連】法人格あり 【該当】申請フォーム-申請者情報-貴団体の会員数
5	申請フォーム	加盟団体数というのは、この事業に対して連携してくれてる一般企業だったり、あの地域のあの普通の団体だったり記入したいののですか？	ネットワークを運営されている団体は、加盟団体数をご記載ください。また、団体の活動実績や信頼性を確認する参考となりますので、企業や地域団体等と連携して事業を実施している場合は、その内容を記載いただいても問題ありません。	【関連】法人格あり 【該当】申請フォーム-申請者情報-加盟団体数
6	申請フォーム	団体設立と法人設立年月日は両方記載が必要ですか？	法人を立ち上げた時期と活動を始めた時期が異なる場合は、それぞれご記載ください。なお、法人設立と同時に活動を開始された場合は、同じ年月日をご記載いただいても問題ありません。	【関連】法人格あり 【該当】申請フォーム-申請者情報-団体設立年月日、法人設立年月日
7	添付書類	任意団体なので、前年度の会計報告書を作成していない場合は出さなくてよいですか？	任意団体で前年度の会計報告書がない場合は、ご提出いただく必要はありません。団体の活動内容について、お手元にある資料をご提出いただける範囲でご提出いただければ問題ありません。	【関連】任意団体 【参照】事業マニュアル p.11
8	事業計画	お弁当の配布を検討しておりますが、それはフードパントリーに属するという認識で合っていますか？	こども食堂で、個人のお子さんにテイクアウトとしてお渡しする場合は『こども食堂』、世帯単位でお渡しする場合は『フードパントリー』、各家庭へ届ける場合は『こども宅食』としてカウントしてください。なお、判断に迷われる場合は、ご相談ください。	【関連】全団体 【該当】申請フォーム 様式6・7
9	添付書類	法人代表者の免許書の写しが必要とあるが、代表が2人の場合1名でよいか。	代表者1名の免許書の写しで大丈夫です。	【関連】法人格あり 【参照】事業マニュアル p.11
10	助成内容	100万円以下の申請金額を300万円コースで申請しても良いか。	可能ですが、金額と事業計画の適正性や事業実施体制など300万円コースとして申請している他団体の中で選考基準に沿って審査を行います。	【関連】全団体 【参照】実施要領p.8-5
11	事業計画	食材費にこども食堂と一緒に参加するボランティアスタッフの食材費を計上することは可能か。	不可。支援対象は困窮するひとり親家庭をはじめとした要支援世帯の子ども等のため、スタッフの食材費を計上することは認められません。	【関連】全団体 【参照】実施要領p.1-1-(1) 助成金情報 HP

12	添付書類	任意団体の場合、生年月日を記載する場所があるが、これは代表者の生年月日か団体の設立日か	団体の代表者の生年月日を記載してください。	【関連】任意団体 【該当】様式8(暴力団に該当しない旨の誓約書)
14	その他	連携している宅食事業をしている方からお弁当を購入し、配布するのは可能か。	販売価格で購入することは人件費や利益等を含めた金額であり利益相反にあたるため、原価価格あるいはこども食堂の上限額に近い価格で購入し配布するならば可能です。	【関連】全団体 【参考】実施要領p.11-(14) 申請フォーム-事業計画-厳守確認事項
15	事業計画	フードパントリーでとりに来られなかった家庭や支援先へ配布する場合は配送費として計上してよいか。	フードパントリーは配送経費がかからない計画となるため、配送費の計上があると適正性が無い計画になってしまうので、事前に配送(世帯に届けに行く)することがわかっているならば、こども宅食として計画を立て、計上を行ってください。	【関連】全団体 【参照】事業マニュアルp.7
16	その他	地域のお弁当屋さんで購入したお弁当は食材費として計上することは可能か。	フードパントリー、こども宅食においては1世帯あたり上限5000円/月以内であれば可能です。ただし、こども食堂で活用するとなれば計上できません。	【関連】全団体 【参照】事業マニュアルp.6
17	事業計画	フードパントリー・こども宅食内で複数の食材をセットとして配布するのはよいか。	予算の範囲内(1世帯あたり上限5000円/月)、事業計画が実施可能な内容であれば可能です。	【関連】全団体 【参照】事業マニュアルp.6